

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	福知山市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）に基づき、以下の事務を行っている。 ①被保険者資格の取得・喪失・変更に関すること ②資格確認書等の交付、給付関連証の認定・交付に関すること ③療養等給付、付加給付に関すること ④療養等給付における一部減額・減免に関すること ⑤保険料の賦課に関すること ⑥保険料の徴収に関すること ⑦保険料の減免に関すること オンライン資格確認に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等を共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）、または社会保険診療、報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。
③システムの名称	①市町村基幹業務支援システム（国民健康保険・収納システム） ②市町村基幹業務支援システム（標準準拠）（国民健康保険・収納システム） ③中間サーバー ④団体内統合宛名システム ⑤番号連携サーバー ⑥国保情報集約システム ⑦国保総合システム ⑧医療保険者等向け中間サーバー等 ⑨共同徴収支援システム ⑩DIALOGUESD1 ⑪滞納管理システム（R4G）

2. 特定個人情報ファイル名

国保資格情報ファイル、国保料賦課情報ファイル、国保料収納・滞納情報ファイル、国保給付情報ファイル、口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表44の項 番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ＜オンライン資格確認業務＞ 番号法 第9条第1項 別表44の項 番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（情報提供の根拠） 2、3、6、13、20の2、27、42、48、55の2、56、65、69、81、83、87、95の2、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173、173の2の項（情報照会の根拠） 69、70、71 の項 ＜オンライン資格確認業務＞ 番号法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7036
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。特定個人情報の入手から保管・廃棄まで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福知山市情報セキュリティポリシーを遵守し、漏えい・滅失・毀損を防ぐために、書類の施錠保管等の物理的安全管理措置や研修等への参加による技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	番号法の改正
令和3年9月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年12月31日時点	令和3年6月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年9月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年12月31日時点	令和3年6月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和5年2月6日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④都道府県単位資格継続・高額療養費該当情報連携事務 ⑤オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和5年2月6日	I 2. 特定個人情報ファイル名	国保賦課情報ファイル、滞納者管理ファイル、国保総合ファイル、国民健康保険高額療養費支給管理ファイル、診療報酬明細情報確認ファイル	国保資格情報ファイル、国保賦課情報ファイル、国保料収納・滞納情報ファイル、国保給付情報ファイル、口座情報ファイル	事後	
令和5年2月6日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項及び別表第一項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和5年2月6日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	①番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45 ②番号法附則第6条第4項 ③国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事後	公金受取口座登録制度の実施
令和5年2月6日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和5年2月6日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和7年8月13日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、次の業務を行う。 ①資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付 ④都道府県単位資格継続・高額療養費該当情報連携事務 ⑤オンライン資格確認等システム稼働のための資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	福知山市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)に基づき、以下の事務を行っている。 ①被保険者資格の取得・喪失・変更に関すること ②資格確認書等の交付、給付関連証の認定・交付に関すること ③療養等給付、付加給付に関すること ④療養等給付における一部減額・減免に関すること ⑤保険料の賦課に関すること ⑥保険料の徴収に関すること ⑦保険料の減免に関すること オンライン資格確認に関する事務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等を共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)、または社会保険診療・報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月13日	I 1. ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム 国民健康保険 (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー (4)共同徴収支援システム (5)DIALOGUESD1 (6)国保総合システム (7)国保情報集約システム	①市町村基幹業務支援システム(国民健康保険・収納システム) ②中間サーバー ③団体内統合宛名システム ④番号連携サーバー ⑤国保情報集約システム ⑥国保総合システム ⑦医療保険者等向け中間サーバー等 ⑧共同徴収支援システム ⑨DIALOGUESD1	事後	
令和7年8月13日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法 第9条第1項 別表44の項 番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ＜オンライン資格確認業務＞ 番号法 第9条第1項 別表44の項 番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年8月13日	I 4. ②法令上の根拠	①番号法第19条第8号及び別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120 【情報照会】項番42、43、44、45 ②番号法附則第6条第4項 ③国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会の根拠) 69、70、71の項 ＜オンライン資格確認業務＞ 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年8月13日	I 5. ①部署	市民総務部保険年金課	健康福祉部保険年金課	事後	
令和7年8月13日	I 7. 請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027	総務部総務課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7036	事後	
令和7年8月13日	I 8. 連絡先	市民総務部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7018	健康福祉部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7015	事後	
令和7年8月13日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月13日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月13日	IV 8. 人手を介在させる作業	—	項目を追加	事後	
令和7年8月13日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目を追加	事後	
令和8年7月1日	I 1. ③システムの名称	①市町村基幹業務支援システム(国民健康保険・収納システム) ②中間サーバー ③団体内統合宛名システム ④番号連携サーバー ⑤国保情報集約システム ⑥国保総合システム ⑦医療保険者等向け中間サーバー等 ⑧共同徴収支援システム ⑨DIALOGUESD1	①市町村基幹業務支援システム(国民健康保険・収納システム) ②市町村基幹業務支援システム(標準準拠)(国民健康保険・収納システム) ③中間サーバー ④団体内統合宛名システム ⑤番号連携サーバー ⑥国保情報集約システム ⑦国保総合システム ⑧医療保険者等向け中間サーバー等 ⑨共同徴収支援システム ⑩DIALOGUESD1 ⑪滞納管理システム(R4G)	事前	
令和8年7月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会の根拠) 69、70、71の項 ＜オンライン資格確認業務＞ 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) 2、3、6、13、20の2、27、42、48、55の2、56、65、69、81、83、87、95の2、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173、173の2の項 (情報照会の根拠) 69、70、71の項 ＜オンライン資格確認業務＞ 番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和8年7月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年5月31日時点	事後	
令和8年7月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年5月31日時点	事後	